生駒市水道事業管理規程第6号

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成21年10月1日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程

生駒市水道局決裁規程(昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第16号中「300万円」を「500万円」に改める。

第4条の2第8号中「300万円以上500万円未満」を「500万円以上1 ,000万円未満」に改める。

第5条第9号中「300万円」を「500万円」に改める。

第8条を次のように改める。

(主幹の専決事項)

- 第8条 第5条の規定にかかわらず、次の事項については、主幹が専決すること ができる。
 - (1) 300万円未満の収入の調定に関すること。
 - (2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる経費で1件150万円未満の支出 負担行為に関すること。
 - ア 備消耗品費
 - イ 燃料費
 - ウ 印刷製本費
 - 工 修繕費
 - 才 食糧費

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。